市 有 財 産 売 買 仮 契 約 書

売主　富山市（以下「甲」という。）と 買主（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買仮契約を締結する。

（総則）

第１条　甲及び乙は、法令を順守し、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約）

第２条　この仮契約書は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定に基づき、富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年条例第６８号）第３条に規定する議会の議決（以下「議決」という。）を得られたとき、本契約とする。ただし、議会の議決が得られないとき、この仮契約は当然に無効となり、甲は損害賠償の責は負わないものとする。

（売買物件）

第３条　甲は、次の財産（以下「本物件」という。）を現況有姿（別表１①から⑤に記載の内容を除く。）のまま乙に売り払い、乙はこれを買い受ける。

区分	所在地番	地目	地積
土地	富山市八尾町福島字上野９６１番３	宅地	２２３．９３㎡
土地	富山市八尾町福島字上野９６２番１	宅地	２７，１６７．５３㎡

２　本物件の状態等については、別表２の特記事項に記載のとおりとする。

（売買代金）

第４条　売買代金は、金　　円とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、この契約と同時に契約保証金として金　　円を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

２　契約保証金には、既に納付済みの入札保証金の全額を充当する。

３　甲は、乙が第６条に定める契約保証金を除いた売買代金を納付したときは、第１項の契約保証金を前条に定める売買代金の一部に充当する。

４　乙が次条に規定する売買代金を納付しないときは、契約保証金は返還しない。

５　契約保証金には、利息は付さない。

６　契約保証金は、第１９条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

７　議会の議決が得られず、この仮契約が無効となったときは、甲は乙に、第１項の契約保証金を返還する。

（売買代金の納入）

第６条　乙は、売買代金のうち、前条に規定する契約保証金を除いた金　　円を甲が議決後速やかに発行する納入通知書により、納入期限（納入通知書発行日から起算して３０日以内）までに一括して納付しなければならない。

（遅延損害金）

第７条　乙は、前条に規定する納付期限までに売買代金を納付できないときは、納付期限の日の翌日から売買代金を納付する日までの日数に応じ、その未納入額について民法（明治２９年法律第８９号）に基づく法定利率により計算した金額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

２　甲は、乙が売買代金及び遅延損害金を納入すべき場合において、納入された金額が売買代金及び遅延損害金の合計額に満たないときは、先ず遅延損害金から充当する。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第８条　本物件の所有権は、甲が、乙の売買代金（売買代金の支払いが遅延した場合は、遅延損害金を含む。）の支払いを確認したときに、乙に移転する。ただし、土地の従物である量水器は、移設工事完了後に所有権を移転する。

２　本物件は、前項の規定により所有権が乙に移転した時をもって現況のまま引渡す。ただし、別表１①から⑤の変更箇所について、前項の規定による所有権移転時に当該変更が完了していない場合、変更完了後（最長で令和９年３月３１日）に変更した状態で引渡す。

（所有権移転後の登記）

第９条　乙は、本物件（量水器を除く。）の所有権が移転した後、甲に対して所有権移転登記を請求し、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託する。

２　前項の手続に必要となる登録免許税その他の経費は、全て乙の負担とする。

（危険負担）

第１０条　本物件の引渡し前に、天災地変その他甲又は乙のいずれの責にも帰すことの出来ない事由により本物件が滅失又は損傷し、その程度が大きく、乙が目的を達することができないときは、乙はこの契約を解除することができる。

２　前項の規定により解除されたときは、甲は第５条に規定する契約保証金を無利息にてすみやかに乙に返還する。

（市道整備等に係る土地の無償貸付）

第１１条　乙は甲に本物件の一部（以下「無償貸付地」という。）（数量及び範囲は、別表３のとおり）を隣接する市道の整備に係る資機材置場、駐車場及び工事現場事務所並びに量水器並びにカーブミラー用地として無償で貸付する。

２　前項の無償貸付の期間は、第８条に定める本物件の所有権移転した時から令和９年３月３

１日又は甲が乙に通知する無償貸付の終了希望日のいずれか早い日までとする。

３　前項の通知は、内容証明郵便その他到達の事実を確認できる方法により、終了希望日の１５日前までに行う。

（撤去又は改良費用等）

第１２条　地中埋設物、産業廃棄物、土壌汚染等があった場合の撤去又は改良費用等は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第１３条　乙は、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（用途等に関する順守事項）

第１４条　乙は、本物件を使用するに当たって、次の各号を順守しなければならない。

(1) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号から第６号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(2) 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(3) 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。

(4) 第１１条に規定する甲への土地の無償貸付に係る事項

(5) 本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第１号から第３号に規定する事項を承継させなければならない。ただし、本物件の一部を本市に無償貸付中の間かつ無償貸付地を含む土地の所有権を第三者に移転する場合は、第１号から第３号に規定する事項に加え、第１１条に規定する事項（第三者へ所有権を移転する場合、「乙」を「所有者」と読み替える。）についても承継させなければならない。

(6) 本物件を第三者に使用させる場合には、第１号から第３号に規定する事項に反する使用をさせてはならない。

（実地調査等）

第１５条　甲は、前条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、実地調査を行い又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ、乙はこれに協力するものとする。

（違約金）

第１６条　乙は、第１４条又は前条に規定する事項に違反したときは、違約金として売買代金の１００分の１０に相当する金額を甲に支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、第１９条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 不正な行為により本物件を買受けたとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(4) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

３　乙は、第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

（返還金等）

第１８条　甲は、前条に規定する解除権を行使した場合は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、この契約を解除した場合において、乙が負担した契約費用及び本物件に支出したその他一切の費用並びに乙が支払った遅延損害金及び違約金は返還しない。

（損害賠償）

第１９条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。

（原状回復の義務）

第２０条　乙は、甲が第１７条に規定する解除権を行使したときは、乙は、自己の費用と責任に

おいて甲の指定する期日までに本物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りでない。

（返還金の相殺）

第２１条　甲が、第１７条に規定する解除権の行使により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき金額があるときは、返還金の全部又は一部と相殺することができる。

（公租公課）

第２２条　所有権移転後に本物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

（契約の費用）

第２３条　この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（相隣関係等）

第２４条　本物件引渡し以後において、隣地との境界に疑義及び紛争が生じた場合は、当事者同士で解決する。

（管轄裁判所）

第２５条　この契約から生じる一切の訴えについては、富山地方裁判所又は富山簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第２６条　この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定める。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　富山市新桜町７番３８号

富山市長　　藤　井　裕　久

乙

（別表1）売却物件に係る現況からの変更箇所

現況からの変更箇所①～③に係る変更後の仕様について
（工事の施工上の都合により、内容に変更が生じる場合があります。）

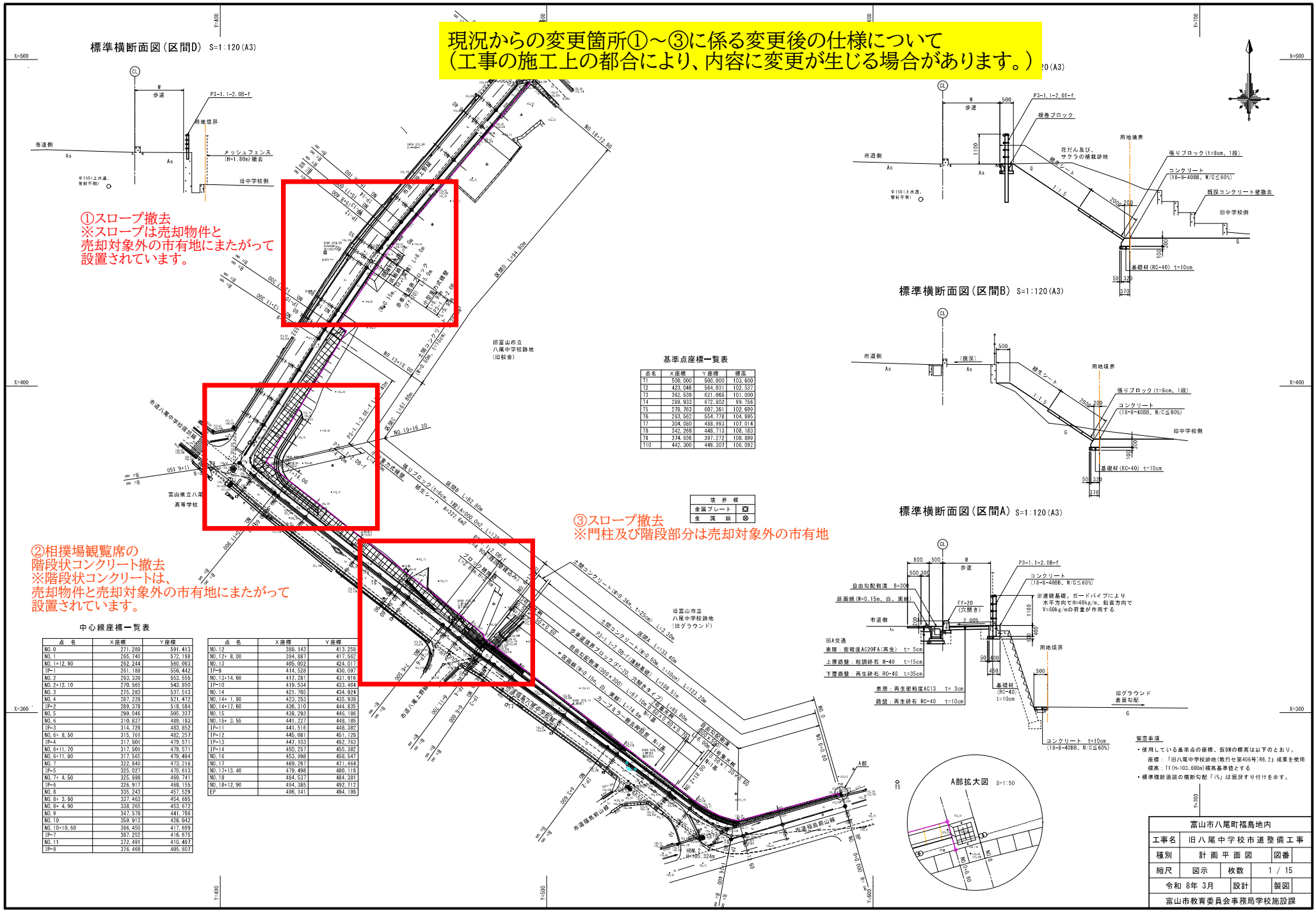

基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	標高
T1	500.000	500.000	103.600
T2	423.046	564.051	102.537
T3	362.538	621.065	101.000
T4	289.933	672.802	99.756
T5	278.763	607.361	102.699
T6	263.562	554.778	104.995
T7	304.080	488.993	107.014
T8	242.268	448.713	108.183
T9	374.636	397.272	108.899
T10	442.300	449.307	106.092

境界標	
金属プレート	⊠
金属鋲	⊗

中心線座標一覧表

点名	X座標	Y座標
NO.0	271.289	591.413
NO.1	265.740	572.198
NO.1+12.60	262.244	560.093
IP-1	261.189	556.442
NO.2	263.339	553.555
NO.2+12.10	270.565	543.850
NO.3	275.283	537.513
NO.4	287.228	521.472
IP-2	289.378	518.584
NO.5	299.046	505.337
NO.6	310.837	489.183
IP-3	314.728	483.852
NO.6+ 8.50	315.761	482.257
IP-4	317.501	479.571
NO.6+11.70	317.501	479.571
NO.6+11.80	317.565	479.494
NO.7	322.840	473.216
IP-5	325.027	470.613
NO.7+ 4.50	325.698	469.741
IP-6	326.917	468.155
NO.8	335.243	457.529
NO.8+ 3.60	337.463	454.665
NO.8+ 4.90	338.265	453.672
NO.9	347.578	441.786
NO.10	359.913	426.042
NO.10+10.60	366.450	417.659
IP-7	367.252	416.675
NO.11	372.491	410.497
IP-8	376.468	405.807

点名	X座標	Y座標
NO.12	388.143	413.258
NO.12+ 8.00	394.887	417.562
NO.13	405.002	424.017
IP-9	414.528	430.097
NO.13+14.60	417.281	431.916
IP-10	419.534	433.404
NO.14	421.765	434.924
NO.14+ 1.80	423.253	435.938
NO.14+17.60	436.310	444.825
NO.15	438.293	446.186
NO.15+ 3.55	441.227	448.185
IP-11	441.516	448.382
IP-12	445.081	451.128
IP-13	447.103	452.763
IP-14	450.257	455.382
NO.16	453.998	458.547
NO.17	469.267	471.464
NO.17+13.40	479.498	480.118
NO.18	484.537	484.381
NO.18+12.90	494.385	492.712
EP	496.141	494.196

留意事項

- 使用している基準点の座標、仮BMの標高は以下のとおり。
  座標：「旧八尾中学校跡地(教行セ第406号)R6.2」成果を使用
  標高：T1(H=103.600m)標高基準値とする
- 標準横断面図の横断勾配「i%」は現況すり付けを示す。

富山市八尾町福島地内			
工事名	旧八尾中学校市道整備工事		
種別	計画平面図	図番	
縮尺	図示	枚数	1 / 15
令和 8年 3月	設計	製図	
富山市教育委員会事務局学校施設課			

横断面図（2） S=1:200（A3）

C1	0.1 m2
C2	0.5 m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.1 m2
B1	0.1 m2
B2	0.1 m2
L1	0.80 m
L2	0.30 m
L3	0.35 m
L4	2.47 m
L5	2.46 m
CL	－ m
BL	－ m

NO.6+11.80
GH=107.29
FH=107.306

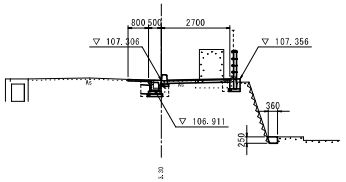

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	1.8 m2
C4	0.6 m2
Fu1	－ m2
Fu2	2.0 m2
B1	0.3 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	3.61 m

NO.8
GH=107.82
FH=

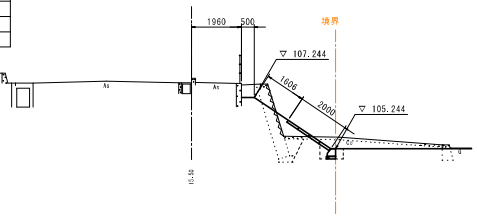

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	0.1 m2
C4	0.2 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.3 m2
B1	0.7 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	0.75 m
BL	2.86 m

NO.8+ 4.90
GH=107.89
FH=

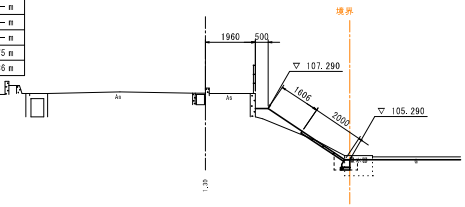

DL=100.00

C1	0.5 m2
C2	0.6 m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.1 m2
B1	0.1 m2
B2	0.1 m2
L1	0.80 m
L2	0.30 m
L3	0.35 m
L4	2.22 m
L5	2.21 m
CL	－ m
BL	－ m

NO.6+ 8.50
GH=107.40
FH=107.250

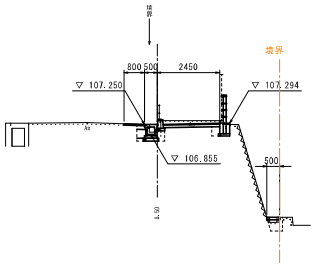

DL=100.00

③スロープ撤去

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	1.7 m2
C4	0.5 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.9 m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	1.84 m
BL	1.77 m

NO.7+ 4.50
GH=107.50
FH=

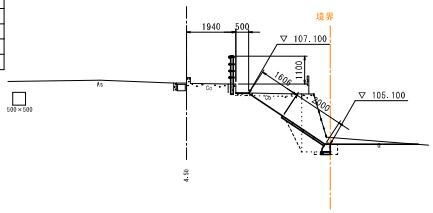

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	0.3 m2
C4	0.8 m2
Fu1	－ m2
Fu2	1.8 m2
B1	0.3 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	0.33 m
BL	3.28 m

NO.8+ 3.60
GH=107.86
FH=

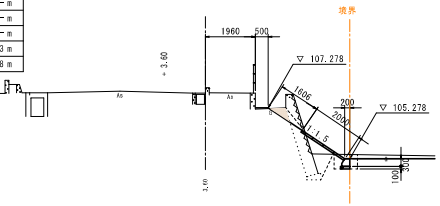

DL=100.00

C1	0.4 m2
C2	0.5 m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.1 m2
B1	0.1 m2
B2	0.1 m2
L1	0.80 m
L2	0.30 m
L3	0.35 m
L4	1.87 m
L5	1.86 m
CL	－ m
BL	－ m

NO.6
GH=107.25
FH=107.100

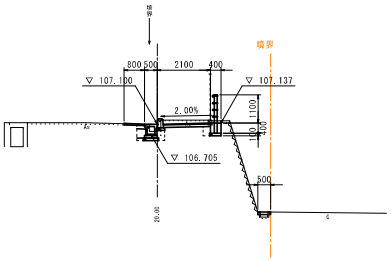

DL=100.00

③スロープ撤去

C1	－ m2
C2	0.2 m2
C3	0.2 m2
C4	0.6 m2
Fu1	－ m2
Fu2	1.7 m2
B1	0.2 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	1.31 m
L5	1.30 m
CL	0.50 m
BL	3.11 m

NO.7
GH=107.39
FH=

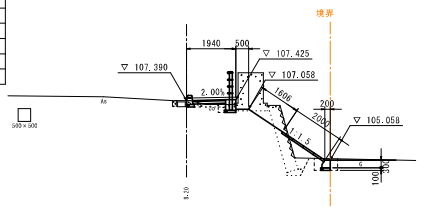

DL=100.00

（土工凡例）

掘　削　（市道）		C1
床　掘　（市道）		C2
掘　削　（旧中学校）		C3
床　掘　（旧中学校）		C4
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	Fu1
	最大埋戻幅1m未満	Fu2
路体盛土	2.5m未満	B1
路床盛土	2.5m未満	B2
車道舗装	表　層	L1
	上層路盤	L2
	下層路盤	L3
歩道舗装	表　層	L4
	路　盤	L5
切土法面整形		CL
盛土法面整形		BL

留意事項

・横断勾配の記載なき箇所は現況すり付けを示す。

NO.6 ～ NO.8+ 4.90

富山市八尾町福島地内			
工事名	旧八尾中学校市道整備工事		
種別	横断面図（2）	図番	
縮尺	1:200（A3）	枚数	5 / 15
令和 8年 3月		設計	製図
富山市教育委員会事務局学校施設課			

横断面図（3） S=1:200（A3）

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	0.3 m2
C4	0.5 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.6 m2
B1	0.2 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	0.97 m
BL	2.64 m

NO.10+10.60
GH=108.58
FH=

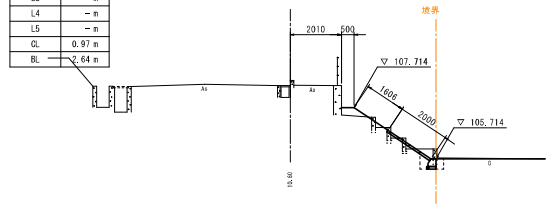

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	9.5 m2
C4	0.6 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.5 m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	3.34 m
BL	1.12 m

NO.12+ 8.00
GH=108.03
FH=107.990

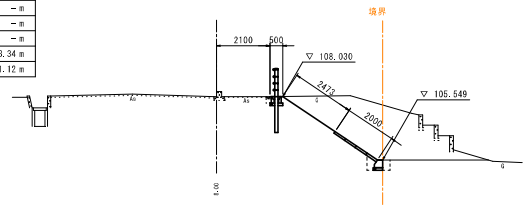

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	6.4 m2
C4	0.6 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.5 m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	2.72 m
BL	1.12 m

NO.13+14.60
GH=107.10
FH=107.091

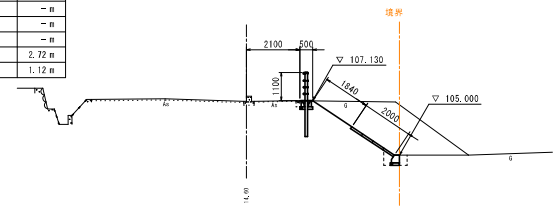

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	0.7 m2
C4	0.5 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.5 m2
B1	0.1 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	1.75 m
BL	1.86 m

NO.10
GH=108.43
FH=

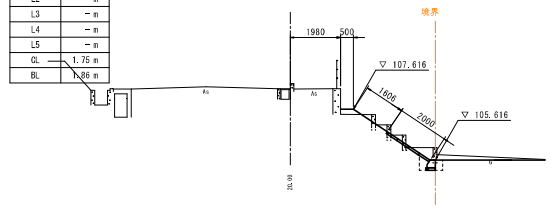

DL=100.00

②相撲場観覧席の
階段状コンクリート撤去

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	8.8 m2
C4	0.6 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.5 m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	3.53 m
BL	1.12 m

NO.12
GH=108.29
FH=108.250

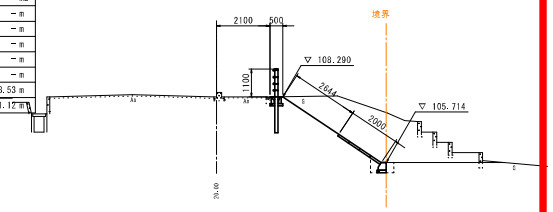

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	7.1 m2
C4	0.6 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.5 m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	3.11 m
BL	1.12 m

NO.13
GH=107.64
FH=107.600

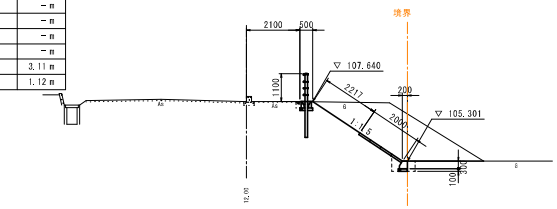

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	0.5 m2
C4	0.4 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.4 m2
B1	0.5 m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	3.61 m

NO.9
GH=108.11
FH=

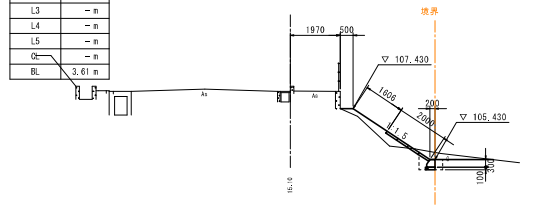

DL=100.00

C1	0.1 m2
C2	1.9 m2
C3	6.1 m2
C4	0.5 m2
Fu1	1.4 m2
Fu2	－ m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	1.54 m
L5	1.53 m
CL	2.63 m
BL	0.96 m

NO.11
GH=108.71
FH=

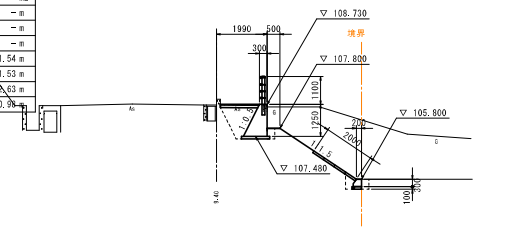

DL=100.00

（土工凡例）

掘　削　（市道）		C1
床　盛　（市道）		C2
掘　削　（旧中学校）		C3
床　盛　（旧中学校）		C4
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	Fu1
	最大埋戻幅1m未満	Fu2
路体盛土	2.5m未満	B1
路床盛土	2.5m未満	B2
車道舗装	表　層	L1
	上層路盤	L2
	下層路盤	L3
歩道舗装	表　層	L4
	路　盤	L5
切土法面整形		CL
盛土法面整形		BL

留意事項
- NO.11付近の小型重力式擁壁と既設電柱の控柱が近接している。注意して施工すること。
- 横断勾配の記載なき箇所は現況すり付けを示す。

NO.9 ～ NO.13+14.60

富山市八尾町福島地内			
工事名	旧八尾中学校市道整備工事		
種別	横断面図（3）	図番	
縮尺	1:200（A3）	枚数	6 / 15
令和 8年 3月		設計	製図
富山市教育委員会事務局学校施設課			

横断面図（4） S=1:200（A3）

①スロープ撤去

C1	0.5 m2
C2	3.6 m2
C3	6.2 m2
C4	0.2 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.39 m2
B1	0.78 m2
B2	1.05 m2
L1	0.86 m
L2	0.33 m
L3	0.56 m
L4	1.39 m
L5	1.37 m
CL	－ m
BL	－ m

NO.15

GH=106.29
FH=106.235

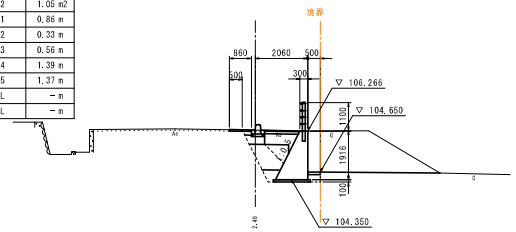

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	－ m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	－ m

NO.17

GH=105.00
FH=104.935

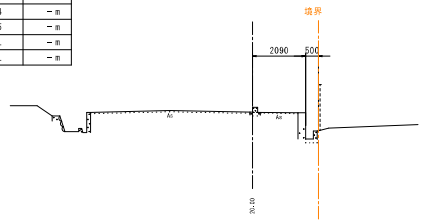

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	－ m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	－ m

NO.18

GH=104.33
FH=104.300

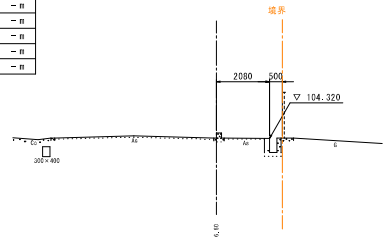

DL=100.00

C1	0.5 m2
C2	3.6 m2
C3	6.3 m2
C4	0.2 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.42 m2
B1	0.59 m2
B2	1.23 m2
L1	0.92 m
L2	0.40 m
L3	0.81 m
L4	1.40 m
L5	1.38 m
CL	－ m
BL	－ m

NO.14+17.60

GH=106.32
FH=106.315

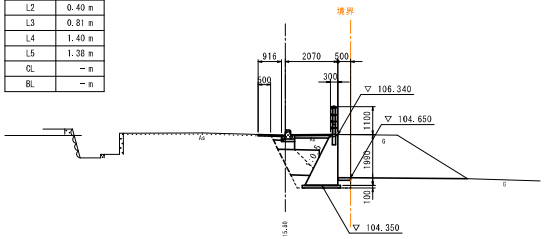

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	－ m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	－ m

NO.16

GH=105.61
FH=105.570

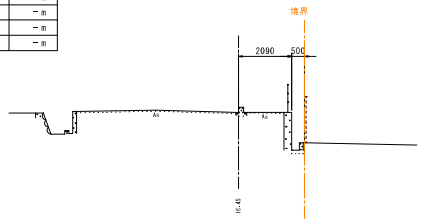

DL=100.00

C1	－ m2
C2	0.1 m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	－ m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	－ m

NO.17+13.40

GH=104.58
FH=104.520

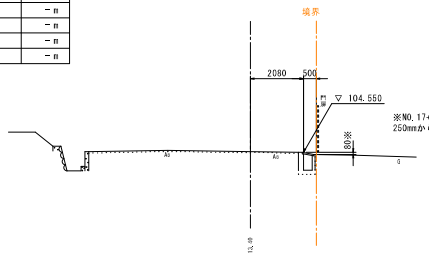

※NO.17+7.4からNO.18(付近)にかけて
250mmから0mmの間で変化する。

DL=100.00

C1	－ m2
C2	－ m2
C3	－ m2
C4	－ m2
Fu1	－ m2
Fu2	－ m2
B1	－ m2
B2	－ m2
L1	－ m
L2	－ m
L3	－ m
L4	－ m
L5	－ m
CL	－ m
BL	－ m

NO.14+ 1.80

GH=106.83
FH=106.840

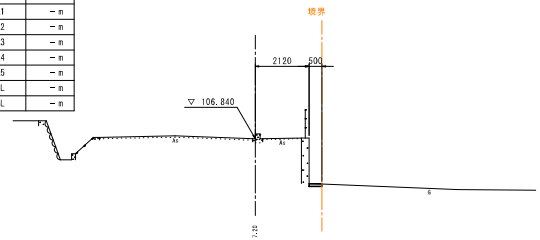

DL=100.00

C1	3.1 m2
C2	0.6 m2
C3	5.9 m2
C4	0.2 m2
Fu1	－ m2
Fu2	0.32 m2
B1	0.77 m2
B2	0.96 m2
L1	0.78 m
L2	0.24 m
L3	0.47 m
L4	1.38 m
L5	1.36 m
CL	
BL	－ m

NO.15+ 3.55

GH=106.17
FH=106.117

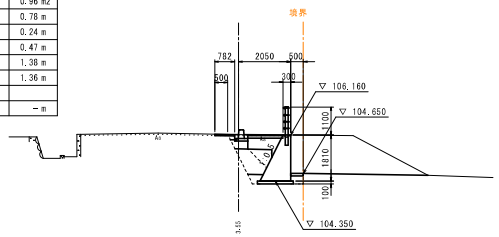

DL=100.00

（土工凡例）

掘　削　（市道）		C1
床　盛　（市道）		C2
掘　削　（旧中学校）		C3
床　盛　（旧中学校）		C4
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	Fu1
	最大埋戻幅1m未満	Fu2
路体盛土	2.5m未満	B1
路床盛土	2.5m未満	B2
車道舗装	表　層	L1
	上層路盤	L2
	下層路盤	L3
歩道舗装	表　層	L4
	路　盤	L5
切土法面整形		CL
盛土法面整形		BL

留意事項

- NO.14+17.60～NO.15+3.55の区間で小型重力式擁壁工と上水道が近接している。施工前に管理者と現地立会の上、試掘して上水道の位置を確認する必要がある。
- 横断勾配の記載なき箇所は現況すり付けを示す。

NO.14+ 1.80 ～ NO.18

富山市八尾町福島地内			
工事名	旧八尾中学校市道整備工事		
種別	横断面図（4）	図番	
縮尺	1:200（A3）	枚数	7 / 15
令和 8年 3月		設計	製図
富山市教育委員会事務局学校施設課			

（別表２）

区分	特記事項
土地	・　埋蔵文化財の試掘以外の地中埋設物、産業廃棄物及び土壌汚染等の調査はしておらず、引渡しは現況有姿（別表１①から⑤に記載の内容を除く。）で行います。引渡し後の土地の状態については、富山市はいかなる問題に対して一切の責任を負いません。 ・　敷地の一部は、埋蔵文化財包蔵地（福島遺跡）として、指定（令和８年１０月５日解除）されていました。令和７年８月に試掘調査（試掘範囲は、別表４のとおり）したところ、遺構及び遺物はありませんでした。ただし、埋蔵文化財がないことを本市が保証するものではなく、埋蔵文化財が発見された場合、本市はいかなる問題に対して一切の責任を負いません。 ・　売買物件周辺の道路工事（旧八尾中学校市道整備工事）を行っており、この工事に伴い周辺道路の工作物等に変更があります。 ・　売買物件と売買物件外の市有地にまたがって、量水器（南西側）及び所有権移転対象外であるカーブミラー（北東側）が設置されています。本市は、令和９年３月３１日までに、量水器を本市が指定する箇所（現在の位置から約１m程度北東側を予定）に移設し、カーブミラーを売買物件外に移設します。 ・　（旧）八尾中学校解体時（令和４年度）に発生した土嚢入りのトンパックが２０５袋（数量に誤りが有った場合、現況を優先します。）ありますが、その撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。 ・　敷地内にごみ、ガラ、砕石及びその他埋設物等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。 ・　南東側及び南西側に電柱の支線がありますが、移設及び撤去等については、設置者又は管理者等にお問い合わせください。本市は対応しません。 ・　フェンス等の工作物の補修、改修、撤去及びその費用負担等について本市は対応しません。 ・　売却物件の利活用に当たり、周辺への影響が想定される場合、必要に応じ、利活用前に地元町内会等に説明の機会を設けてください。なお、説明に係る費用は、落札者の負担となります。

（別表3）

使用貸借範囲

数量は、15，991㎡及び
カーブミラー（北東側）1本の設置に係る
面積のうち売買物件への越境部分）

北東側市道にあるカーブミラーの
売却対象地への越境部分

富山市八尾町福島地内					
工事名	旧八尾中学校市道整備工事				
種別	計画平面図		図番		
縮尺	図示	枚数	1 / 15		
令和 8年 3月		設計		製図	
富山市教育委員会事務局学校施設課					
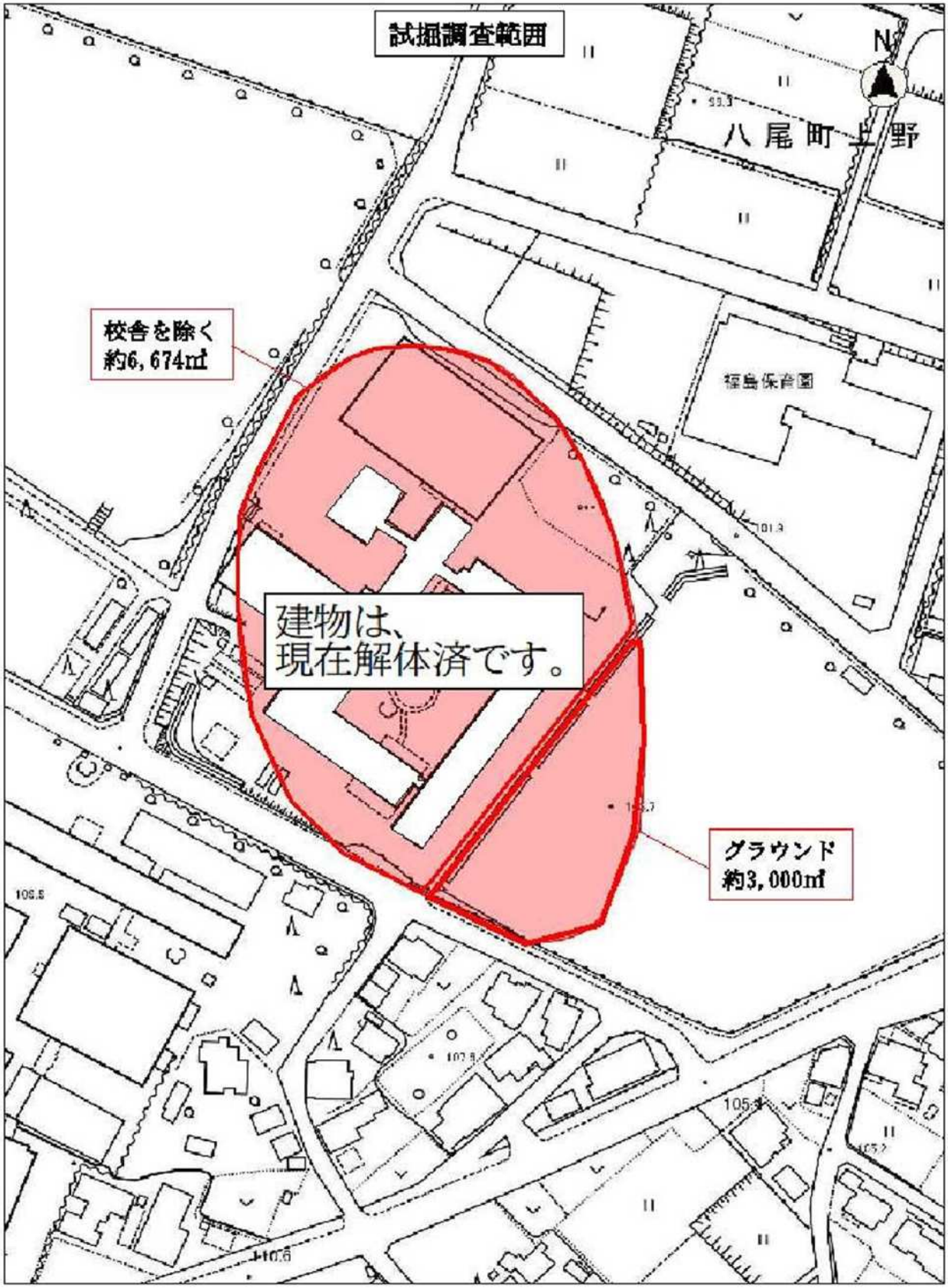
（別表４）